

(19)日本国特許庁 ( J P )

# (12) 公 開 特 許 公 報 ( A )

(11)特許出願公開番号

特開2003 - 6340

(P2003 - 6340A)

(43)公開日 平成15年1月10日 (2003.1.10)

| (51) Int.Cl. <sup>7</sup> | 識別記号 | 庁内整理番号 | F I           | 技術表示箇所 |
|---------------------------|------|--------|---------------|--------|
| G 0 6 F 17/60             | 126  |        | G 0 6 F 17/60 | 126 W  |
|                           |      |        |               | 126 H  |
|                           | 506  |        |               | 506    |
| A 6 1 B 5/00              | 102  |        | A 6 1 B 5/00  | 102 C  |
| A 6 3 B 22/00             |      |        | A 6 3 B 22/00 |        |

審査請求 有 請求項の数 11 O L ( 全 8 数 )

(21)出願番号 特願2001 - 193481(P2001 - 193481)

(22)出願日 平成13年6月26日 (2001.6.26)

(71)出願人 000232140

エヌイーシーフィールディング株式会社  
東京都港区三田1丁目4番28号

(72)発明者 増田 忠男

東京都港区三田一丁目4番28号 エヌイーシー  
フィールディング株式会社内

(74)代理人 100082935

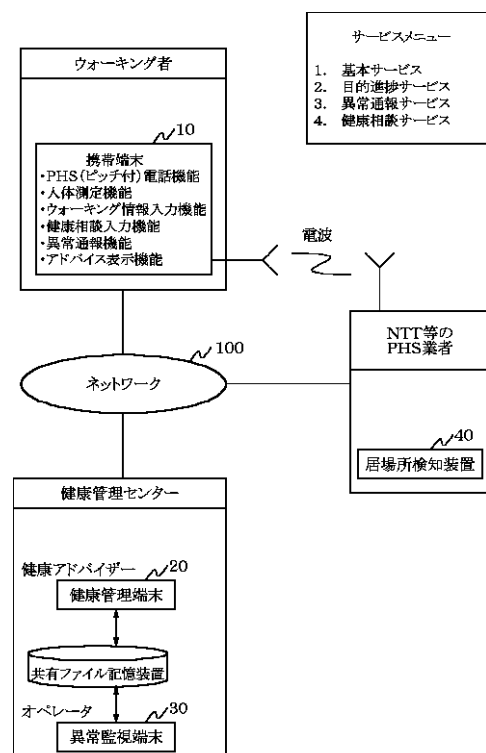
弁理士 京本 直樹 ( 外 2 名 )

(54)【発明の名称】 ウォーキングサポートサービスの提供方法

## (57)【要約】

【課題】 ウォーキングをサポートするサービスを提供する。

【解決手段】 携帯端末10から身体測定データ及びウォーキング項目データを入力し健康管理端末20に送信すると、健康管理センターの健康管理端末20はネットワーク100を経由して身体測定データ及びウォーキング項目データを受信し、該データを保存すると共に身体測定データの血圧・脈拍・体温の3項目について予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるウォーキング者毎の許容範囲と比較を行い、比較の結果、許容範囲内であれば予め決められたメッセージをネットワークを経由して携帯端末10に送信し、許容範囲外の時は共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報からアドバイスを選出しネットワークを経由して携帯端末10に送信する。



## 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末から身体測定データ及びウォーキング項目データを入力し前記健康管理端末に送信すると、前記健康管理センターの前記健康管理端末は前記ネットワークを経由して前記身体測定データ及び前記ウォーキング項目データを受信し、該データを保存すると共に前記身体測定データの予め定められた項目 10 について予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるウォーキング者毎の許容範囲と比較を行い、比較の結果、許容範囲内であれば予め決められたメッセージを前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信し、許容範囲外の時は前記共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報からアドバイスを選出し前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信することを特徴とするウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 2】 前記身体測定データは、血圧・脈拍・体温・体重・体脂肪を含むデータであり、前記携帯端末に 20 備わった人体測定手段により測定されることを特徴とする請求項 1 記載のウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 3】 前記予め定められた項目が前記血圧・脈拍・体温の 3 項目であることを特徴とする請求項 2 記載のウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 4】 前記予め決められたメッセージがウォーキング前であれば、ウォーキングの開始許諾信号であり、ウォーキング後であれば、ウォーキングの継続許諾信号であることを特徴とする請求項 1 記載のウォーキン 30 グサポートサービスの提供方法。

【請求項 5】 前記アドバイス事例情報から前記アドバイスが検索出来なかった場合のみ、前記健康管理端末に画面表示を行うと共にアラーム音を起動させて健康アドバイザーに知らせ、該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに前記共有ファイル記憶装置内にある前記アドバイス事例情報に蓄積することを特徴とする請求項 1 記載のウォーキン 40 グサポートサービスの提供方法。

【請求項 6】 ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末から身体測定データを入力し前記健康管理端末に送信すると、前記健康管理センターの前記健康管理端末は前記ネットワークを経由して前記身体測定データを受信し、その測定データを基に予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるウォーキング者毎の目標値に対する少なくとも進捗状況及び達成率をチェックし、これらのチェック結果に基づき前記目標達成の為に必要なアドバイスを前記共有ファイル記 50

\*憶装置内にあるアドバイス事例情報から選出し前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信することを特徴とするウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 7】 前記予め定められた項目が体重及び体脂肪を含んで構成されることを特徴とする請求項 6 記載のウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 8】 前記アドバイス事例情報から前記アドバイスが検索出来なかった場合のみ、前記健康管理端末に画面表示を行うと共にアラーム音を起動して健康アドバイザーに知らせ、該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに前記共有ファイル記憶装置内にある前記アドバイス事例情報に蓄積することを特徴とする請求項 6 記載のウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 9】 ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記健康管理端末から前記ネットワークを介して送られるメニューが選択されその結果が前記健康管理端末に送信されると、前記健康管理端末は選択された前記結果により予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報からアドバイスを 20 選出し、前記携帯端末へ返信を行うことを特徴とするウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 10】 前記携帯端末から前記メニューの不備、不足を指摘してきた場合は、前記健康管理端末はその情報を画面上に表示し、アラーム音を起動して健康アドバイザーに知らせ、該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに、前記共有ファイル記憶装置内にある前記メニューの追加及び前記アドバイスの登録を行うことを特徴とする請求項 9 記載のウォーキングサポートサービスの提供方法。

【請求項 11】 ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの異常監視端末と前記携帯端末から発信する電波ををキャッチし居場所を地図の上に表示する居場所検知装置がネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末に装着されている異常ボタンを押すと異常信号が前記ネットワークを経由して前記健康管理センターの前記異常監視端末に送信され、前記異常監視端末は前記異常信号を受信すると画面上に表示すると共に警告音を起動させ、前記携帯端末に自動で電話の発信を行うと共に、前記携帯端末の電話番号をキーとして前記ネットワークを経由して前記居場所検知装置にアクセスを行い、前記携帯端末の居場所を前記画面上の地図の上に表示することを特徴とするウォーキングサポートサービスの提供方法。

## 【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明はウォーキングサポー

トサービスの提供方法に関し、特にウォーキングにおけるアドバイスサービス・異常通報サービス・健康相談サービスに関する。

【0002】

【従来の技術】最近、健康目的のためのウォーキングが盛んになってきている。ウォーキングは、手軽であるとともに体に無理な負担を与えない有酸素運動であるため、ダイエット、健康維持、体力強化、気分転換等に理想的なスポーツとして、老若男女に幅広い人気がある。

【0003】そして、ウォーキングは、もっぱら一人で 10 行う場合が多く、体調、行程などの管理も各自で行うのが普通である。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】上述したように、ウォーキングは手軽なものの、コンディションは各自で判断するため、無理な行程を計画して途中で思わぬ事故を招いたり、意識喪失などの重大な場合は捜索が必要な事態を招くことがあった。

【0005】また、大半の人は何らかの中長期的な目的（健康維持・体力強化・老化防止・ダイエット等）を持 20 っているが、ウォーキング方法に適切さを欠いたために、効果がなかったり効果が遅かったりするなどして、結局ウォーキングに興味を失う場合もあった。

【0006】

【課題を解決するための手段】本願の第 1 の発明は、ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末から身体測定データ及びウォーキング 30 項目データを入力し前記健康管理端末に送信すると、前記健康管理センターの前記健康管理端末は前記ネットワークを経由して前記身体測定データ及び前記ウォーキング項目データを受信し、該データを保存すると共に前記身体測定データの予め定められた項目について予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるウォーキング者毎の許容範囲と比較を行い、比較の結果、許容範囲内であれば予め決められたメッセージを前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信し、許容範囲外の時は前記共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報から 40 アドバイスを選出し前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信することを特徴とする。

【0007】本願の第 2 の発明は、第 1 の発明の前記身体測定データは、血圧・脈拍・体温・体重・体脂肪を含むデータであり、前記携帯端末に備わった人体測定手段により測定されることを特徴とする。

【0008】本願の第 3 の発明は、第 2 の発明における前記予め定められた項目が前記血圧・脈拍・体温の 3 項目であることを特徴とする。

【0009】本願の第 4 の発明は、第 1 の発明における前記予め決められたメッセージがウォーキング前であれ 50

ば、ウォーキングの開始許諾信号であり、ウォーキング後であれば、ウォーキングの継続許諾信号であることを特徴とする。

【0010】本願の第 5 の発明は、第 1 の発明にて前記アドバイス事例情報から前記アドバイスが検索出来なかった場合のみ、前記健康管理端末に画面表示を行うと共にアラーム音を起動させて健康アドバイザーに知らせ、該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに前記共有ファイル記憶装置内にある前記アドバイス事例情報に蓄積することを特徴とする。

【0011】本願の第 6 の発明は、ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末から身体測定データを入力し前記健康管理端末に送信すると、前記健康管理センターの前記健康管理端末は前記ネットワークを経由して前記身体測定データを受信し、その測定データを基に予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるウォーキング者毎の目標値に対する少なくとも進捗状況及び達成率をチェックし、これらのチェック結果に基づき前記目標達成の為に必要なアドバイスを前記共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報から選出し前記ネットワークを経由して前記携帯端末に送信することを特徴とする。

【0012】本願の第 7 の発明は、第 6 の発明における前記予め定められた項目が体重及び体脂肪を含んで構成されることを特徴とする。

【0013】本願の第 8 の発明は、第 6 の発明にて前記アドバイス事例情報から前記アドバイスが検索出来なかった場合のみ、前記健康管理端末に画面表示を行うと共にアラーム音を起動して健康アドバイザーに知らせ、該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに前記共有ファイル記憶装置内にある前記アドバイス事例情報に蓄積することを特徴とする。

【0014】本願の第 9 の発明は、ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの健康管理端末とがネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記健康管理端末から前記ネットワークを介して送られるメニューが選択されその結果が前記健康管理端末に送信されると、前記健康管理端末は選択された前記結果により予め用意された共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報からアドバイスを選出し、前記携帯端末へ返信を行うことを特徴とする。

【0015】本願の第 10 の発明は、第 9 の発明にて前記携帯端末から前記メニューの不備、不足を指摘してきた場合は、前記健康管理端末はその情報を画面上に表示し、アラーム音を起動して健康アドバイザーに知らせ、

該健康アドバイザーによって入力されるアドバイスを前記携帯端末へ送信するとともに、前記共有ファイル記憶装置内にある前記メニューの追加及び前記アドバイスの登録を行うことを特徴とする。

【0016】本願の第11の発明は、ウォーキング者が携帯する携帯端末と健康管理センターの異常監視端末と前記携帯端末から発信する電波ををキャッチし居場所を地図の上に表示する居場所検知装置がネットワークで接続されたシステムにおけるウォーキングサポートサービスの提供方法において、前記携帯端末に装着されている10の異常ボタンを押すと異常信号が前記ネットワークを経由して前記健康管理センターの前記異常監視端末に送信され、前記異常監視端末は前記異常信号を受信すると画面上に表示すると共に警告音を起動させ、前記携帯端末に自動で電話の発信を行うと共に、前記携帯端末の電話番号をキーとして前記ネットワークを経由して前記居場所検知装置にアクセスを行い、前記携帯端末の居場所を前記画面上の地図の上に表示することを特徴とする。

【0017】「作用」本発明は、健康管理センターと契約したウォーキングを実施している人（以下「ウォーキング者」と言う）がウォーキング開始前・終了時等で携帯している端末（以下「携帯端末」と言う）より必要に応じた情報を健康管理センターに送る。健康管理センターは送られてきた情報を基に健康アドバイザーがウォーキング者の携帯端末に健康上でのアドバイス情報（ウォーキングの可否等）を送信する。

【0018】又、ウォーキング中等で異常事態（身体の不調等）が発生した場合、携帯端末より健康管理センターに通報でき、通報を受けた健康管理センターのオペレータは携帯端末に電話して状況確認を行い、状況によってオペレータは家族に連絡を行うと共に必要な場合は救急車の手配まで行う機能を有する等の継続した健康管理や異常事態での対応を行うビジネス方法を提供するものである。

【0019】図1において説明すると、このサービスのメニューとしては、基本サービス・目的進捗サービス・異常通報サービス・健康相談サービスの4種類がある。

【0020】基本サービスとは、ウォーキング者がウォーキングを行う前後に必要な情報（人体情報等）を携帯10端末からネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信する。情報を受信した健康管理端末20はウォーキング者に対してウォーキングの許諾や情報に異常がある場合は健康アドバイザーが必要なアドバイス情報を携帯端末10へ返信する。又、送信されてくる情報を活用して日々の健康管理を行うサービスである。

【0021】目的進捗サービスとは、ウォーキング者が予めウォーキングを行う目的及び目標値（例：目的・ダイエット/目標値・体重 65kg→55kg/期間 3ヶ月）を設定し、一定期間ごとに必要な情報（例：体重）50

を携帯端末10からネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信する。情報を受信した健康管理端末20の健康アドバイザーが必要なアドバイス情報（ウォーキング方法・食事メニュー等）を携帯端末10へ返信を行うサービスである。

【0022】異常通報サービスとは、ウォーキング中に異常事態が発生した場合、ウォーキング者の携帯端末10に装着されている異常ボタンを押すとネットワーク100を経由して健康管理センターの異常監視端末30に異常信号が自動で送信される。異常監視端末30が異常信号を受信すると警告音を発生させ異常監視端末30のオペレータに通報する。オペレータはウォーキング者の携帯端末10に状況確認の電話をする。返事が返ってこない時や受け答えが出来ない場合、異常対応端末30よりネットワーク100を経由してNTT等のPHS業者の居場所検知装置40にアクセスし、ウォーキング者の携帯端末10から発信する電波を居場所検知装置40が検知し、ウォーキング者の居場所をネットワーク100を介して健康管理センターの異常対応端末30に表示する。オペレータは家族に連絡を取り、必要に応じて救急車の手配を行うサービスである。

【0023】健康相談サービスとは、健康上での相談を携帯端末10からネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信する。情報を受信した健康管理端末20の健康アドバイザーが必要なアドバイス情報（相談内容の回答）を携帯端末10に返信を行うサービスである。

【0024】

【発明の実施の形態】次に、本発明の実施の形態について図面を参照して詳細に説明する。

【0025】図1は、本発明の一実施の形態を示すシステム構成図である。

【0026】図1において説明すると、本発明であるウォーキングサポートサービスは携帯端末10と健康管理端末20と異常監視端末30と居場所検知装置40及び、これらを相互に接続するネットワーク100から構成されている。

【0027】ウォーキング者の携帯端末10は電話やデータの送受信・居場所が検索できるピッチ機能付のPHS電話機能、血圧・脈拍・体温・体重・体脂肪の測定ができる人体測定機能、ウォーキング出発予定時間/帰宅時間・コース・歩数・歩行時間が入力できるウォーキング情報入力機能、健康相談の内容を入力できる健康相談入力機能、異常事態が発生した時に異常ボタンを押下することで自動で発信する異常通報機能、健康管理センターより送信してくる内容を表示するアドバイス表示機能を有する装置である。

【0028】健康管理センターには健康アドバイザーが主管する健康管理端末20、オペレータが主管する異常監視端末30及び両方の端末に接続されている共有ファ

イル記憶装置がある。

【0029】健康管理端末20は健康管理上のデータを取り扱う装置で、基本・目的進捗・健康相談のサービス時に使用する。携帯端末10よりの人体情報や健康相談情報を受信したり、又、その情報を基に健康アドバイザーがアドバイスを入力し、そのデータを携帯端末10に送信する機能を有する。

【0030】異常監視端末30は、異常通報サービス時に使用する装置である。ウォーキング者に異常事態が発生した場合、携帯端末10より送られてくる異常信号を受信し、画面上に表示すると共に警告音を発生させてオペレータに知らせる。又、ウォーキング者の居場所確認の為にPHS業者の居場所検知装置40へのアクセスや居場所の検索結果の表示ができる機能を有する。

【0031】共有ファイル記憶装置はウォーキング者の個人情報・家族情報及びアドバイスの為の事例情報が保存されており、健康管理端末20と異常監視端末30に常時接続されている。図7に共有ファイル記憶装置におけるファイル構成の一例を示す。

【0032】NTT等のPHS業者にはウォーキング者の携帯端末10より発信される電波（ピッチ機能）をキャッチして、居場所を地図上に表示する居場所検知装置40がある。この装置は健康管理センターより送信されてくる携帯端末10の電話番号でサーチを行い、居場所を表示した地図を健康管理センターに送信する機能を有する。

【0033】ネットワーク100はデジタル、アナログを含めた交換回線網である。

【0034】次に、本発明の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。

【0035】図2は本発明のウォーキング者に対しウォーキング前に行う基本サービスでの動作フロー図である。

【0036】最初にウォーキング者は携帯端末10の人体測定機能を使用して、血圧・脈拍・体温・体重・体脂肪の測定をおこない、測定値を自動的に取り込む（ステップ1）。血圧・脈拍・体温については、現状技術において十分に携帯端末付帯機能とすることが可能である。また、体重・体脂肪については、それぞれ、特開平5-18810、特開2000-229072等に携帯用機器による測定方法が示されており、近い将来携帯端末付帯機能とすることは十分に可能である。

【0037】次に健康管理端末20に予め登録されているウォーキングコース（契約時などに設定し、距離別に通常3～5コース程度を健康管理端末20に登録）及び出発予定時間を入力し、送信ボタンを押すことにより、健康管理端末20に送信する（ステップ2）。送信情報の内容の一例を図5に示す。送信データはネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送られる。送信データを受信した健康管理端末20は

データを保存すると共に人体情報の血圧・脈拍・体温の3項目について、健康管理センターの共有ファイル記憶装置に予め登録されているウォーキング者毎の許容範囲（例：血圧70～120・脈拍80～110等）と自動で比較を行う（ステップ3）。この許容範囲は、契約時などに最近の健康診断データを基に健康アドバイザーと相談の上、決定する数値である。自動比較の結果、許容範囲内であれば（ステップ4）、ウォーキングの許諾信号をネットワーク100を経由して携帯端末10に送信する。携帯端末10で受信するとアドバイス表示機能により画面に表示しウォーキング開始となる（ステップ5）。又、許容範囲外の時はそれに適したアドバイスを共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報から自動選出し（ステップ6）、ネットワーク100を経由して携帯端末10に送信する。

【0038】携帯端末10で受信するとアドバイス表示機能により画面に表示し（ステップ7）、ウォーキング者に通知する。尚、自動照合の結果において適切なアドバイス情報が検索出来なかった場合のみ、健康管理端末20に画面表示を行うと共にアラーム音を起動させて健康アドバイザーに知らせる（ステップ8）。健康アドバイザーはその内容をチェックし、適切なアドバイスの登録を行い登録後携帯端末10に自動送信されると共にそのアドバイス情報は共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報に蓄積される（ステップ9）。

【0039】ウォーキング後に行う基本サービスも図2とほぼ同様であり、異なる点は、ステップ3において、比較される許容範囲の値である。ウォーキング前のウォーキング者毎の許容範囲（例：血圧70～120・脈拍80～110等）が、運動後を加味した値となる。そしてこの加味した許容範囲は、健康アドバイザーが判断して決定する数値である。そしてステップ4において許容範囲内であれば、“健康上問題なし”のメッセージを送信し、許容範囲外の時は、図2のステップ6以下と同様の流れとなる。

【0040】図3は本発明の目的進捗サービス及び健康相談サービスについて動作フロー図である。

【0041】目的進捗サービスはウォーキングの目的及び目標値（例：目的・ダイエット/目標値・体重65kg→55kg/期間3ヶ月の場合）の設定を予め行う。この目標を達成させる為、ウォーキング者は一定期間ごとに目的に沿った必要な人体情報の測定（例：体重&体脂肪）を行い、その測定データを携帯端末10からネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信する（ステップ21）。情報を受信した健康管理端末20はその測定データを基に進捗状況、達成率等を自動チェックし（ステップ22）、これらを検索キーとして目標達成の為に必要なアドバイス（ウォーキング方法・食事メニュー等）を共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報から自動選出し（ステップ2

3)、携帯端末10へ返信を行う(ステップ24)。尚、ステップ25、ステップ26は、図2のステップ8、ステップ9と同様である。

【0042】健康相談サービスはウォーキング者が携帯端末10に健康での相談ごとの情報を入力し、ネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信する(ステップ21)。相談方法は、例えば、メニュー方式がある。健康管理端末20から送られるメニューをウォーキング者が選択していく方法である。健康管理端末20は選択された結果により、共有ファイル記憶装置内にあるアドバイス事例情報からアドバイスを自動選出し(ステップ23)、携帯端末10へ返信を行う(ステップ24)。ウォーキング者がメニューの不備、不足を指摘してきた場合は、ステップ25で、健康管理端末20はその情報を画面上に表示し、アラーム音を起動し健康アドバイザーに知らせる。そしてステップ26で、健康アドバイザーはその相談内容に沿った適切なアドバイス情報を作成し、携帯端末10へ返信を行うとともに、共有ファイル記憶装置内にあるメニューを追加し、アドバイスを登録する。

【0043】図4の異常通報サービスは、ウォーキング者がウォーキング中や外出・在宅等で異常事態が発生した場合、ウォーキング者は携帯端末10に装着されているの異常ボタンを押すと(ステップ31)、異常信号(送信情報の内容の一例を図6に示す)が自動で発信し、ネットワーク100を経由して健康管理センターの異常監視端末30に送信される。異常監視端末30が異常信号を受信すると画面上に表示すると共に警告音を起動させる(ステップ32)。異常監視端末30はウォーキング者の携帯端末10に自動で状況確認の電話の発信を行うと共に、異常対応端末30よりウォーキング者の携帯端末10の電話番号をキーとしてネットワーク100を経由してNTT等のPHS業者の居場所検知装置40にアクセスを行う。居場所検知装置40は、ウォーキング者の携帯端末10から発信する電波をキャッチし居場所を地図の上に表示する。そのデータを居場所検知装置40よりネットワーク100を介して健康管理センターの異常対応端末30の画面上に表示する(ステップ33)。

【0044】状況確認の電話において、返事が返ってこない時や(ステップ34)受け答えが出来ない場合(ステップ35)は重体と判断し、家族に連絡を取り家族の了解のもとで救急車の手配を行う(ステップ36)。又、軽症と判断した場合は家族のみに連絡を行う(ステップ37)。

【0045】

【発明の効果】以上説明したように、本発明により以下の効果がある。

【0046】第1の効果は、ウォーキング者はウォーキ

ングの開始に先立ち及びウォーキングの後に、携帯端末10より人体情報を健康管理端末20に送信することにより健康管理センターより適切なアドバイスを受けられるために、常に健康状態が把握できるとともに、無理な行程を計画して途中で思わぬ事故を招いたりする危険性を少なくすることが出来る効果がある。

【0047】第2の効果は、目的進捗サービスにより、ウォーキング者は一定期間ごと健康管理端末20により測定データを基に、目標達成の為に必要なアドバイスを得られるため、中長期的な目的(健康維持・体力強化・老化防止・ダイエット等)を効率的に達成できる効果がある。

【0048】第3の効果は、異常通報サービスにより、ウォーキング中等で異常事態が発生した時、携帯端末10の異常ボタンを押すことにより、異常監視端末30に自動で通報され、通報を受けた健康管理センターは居場所の検索や家族への連絡を行うようにしたことにより、高齢者や痴呆性等の人を持つ家族は安心してウォーキングをさせられる効果がある。

【0049】第4の効果は、健康相談サービスにより、ウォーキング者が携帯端末10に健康での相談ごとの情報を入力し、ネットワーク100を経由して健康管理センターの健康管理端末20に送信すると、健康アドバイザーからその相談内容に沿った適切なアドバイス情報を得られるため、日頃から健康に関心の強い特に高齢者においては、老人医療費の低減をはかれる効果がある。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施の形態を示すシステム構成図である。

【図2】本発明のウォーキング前の基本サービスの一実施の形態を示す動作フロー図である。

【図3】本発明の目的進捗サービス及び健康相談サービスの一実施の形態を示す動作フロー図である。

【図4】本発明の異常通報サービスの一実施の形態を示す動作フロー図である。

【図5】本発明の基本サービス、目的進捗サービス及び健康相談サービスにおける携帯端末からの送信情報の一実施の形態を示す構成図である。

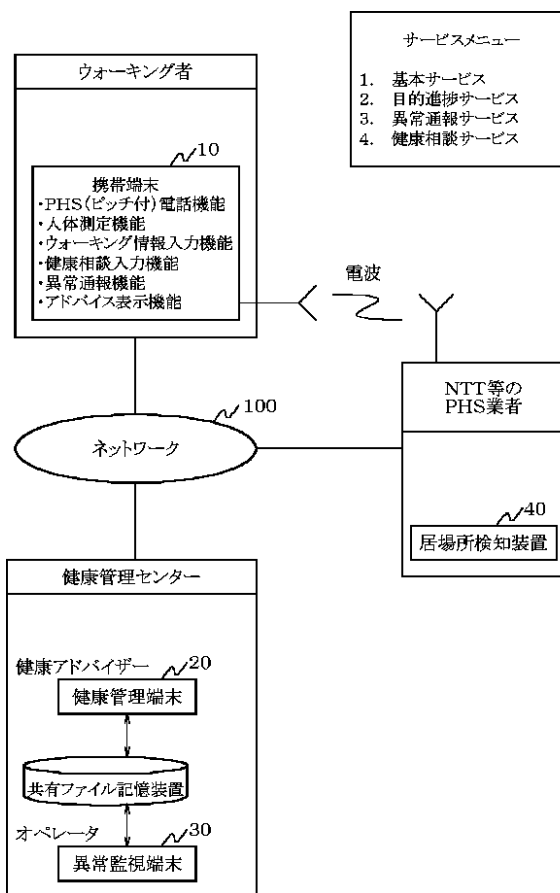
【図6】本発明の異常通報サービスにおける携帯端末からの送信情報の一実施の形態を示す構成図である。

【図7】本発明の共有ファイル記憶装置におけるファイル構成の一例を示す図である。

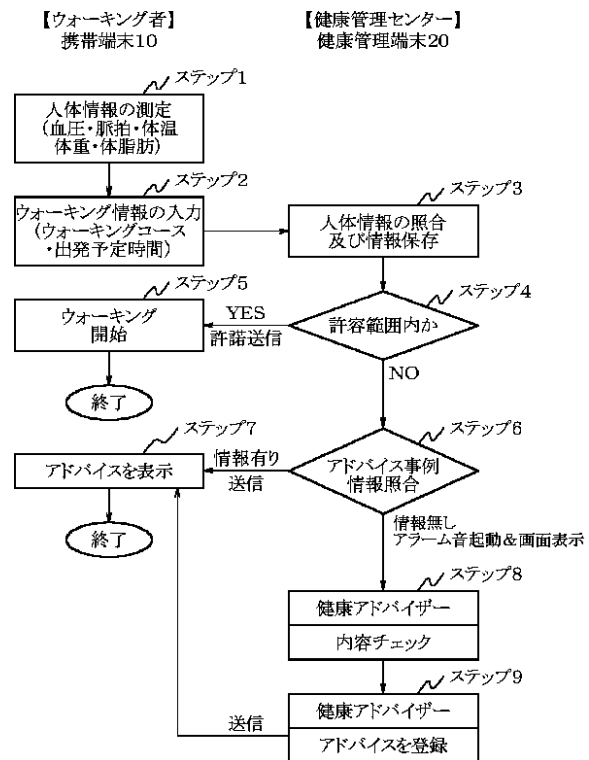
【符号の説明】

- 10 携帯端末
- 20 健康管理端末
- 30 異常監視端末
- 40 居場所検知装置
- 100 ネットワーク

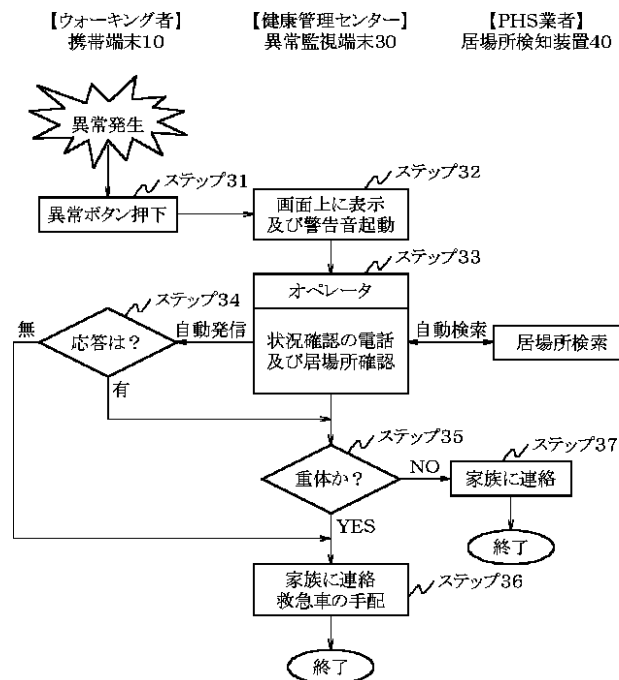
【図1】



【図2】



【図4】

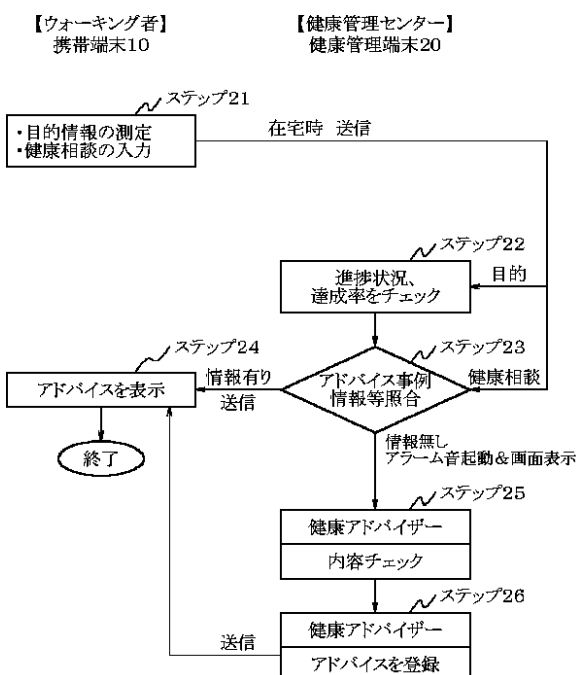


【図6】

異常通報サービス時、携帯端末からの送信情報

| 会員コード             | 日時 | 異常信号 |
|-------------------|----|------|
| (異常ボタンを押下すると自動発信) |    |      |

【図3】



【図 5】

基本サービス時、携帯端末からの送信情報

|       |    |      |     |    |      |      |      |      |
|-------|----|------|-----|----|------|------|------|------|
| 会員コード | 日付 | 人体情報 | コース | 歩数 | 歩行時間 | 出発時間 | 帰宅時間 | 健康相談 |
|-------|----|------|-----|----|------|------|------|------|

(測定値を自動付加)

(数値等で手入力したデータ)

【図 7】

健康管理センターの共有ファイル構成

| 検索条件  |      | アドバイス事例情報 *2 |                 |
|-------|------|--------------|-----------------|
| 会員コード | 会員情報 | 家族情報         | *1<br>アドバイス事例情報 |

会員情報:氏名・年齢・住所・電話番号・携帯端末番号・ウォーキングコース・病歴・健康診断データ・主治医等

家族情報:家族構成・各人の住所／電話番号・緊急連絡先①・緊急連絡先②等

\*1 アドバイス事例情報:人体異常時情報・目的達成情報・健康相談情報(各個人毎の過去のアドバイス実績)

\*2 アドバイス事例情報:会員共通の検索用のアドバイス事例

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|
| 专利名称(译)        | 如何提供步行支持服务                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |            |
| 公开(公告)号        | <a href="#">JP2003006340A</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 公开(公告)日 | 2003-01-10 |
| 申请号            | JP2001193481                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 申请日     | 2001-06-26 |
| [标]申请(专利权)人(译) | NEC飞鼎克株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |            |
| 申请(专利权)人(译)    | Enui海菲尔丁有限公司                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |            |
| [标]发明人         | 增田 忠男                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |            |
| 发明人            | 增田 忠男                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |            |
| IPC分类号         | A63B22/00 A61B5/00 G06Q10/00 G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06Q50/24 G16H10/60 G06F17/60                                                                                                                                                                                                                                                             |         |            |
| FI分类号          | G06F17/60.126.W G06F17/60.126.H G06F17/60.506 A61B5/00.102.C A63B22/00 G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06Q50/22.130 G06Q50/24 G06Q50/24.100 G16H10/00 G16H20/00                                                                                                                                                                                       |         |            |
| F-TERM分类号      | 4C117/XA03 4C117/XA05 4C117/XB02 4C117/XC15 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE23 4C117/XE54 4C117/XE77 4C117/XE80 4C117/XG06 4C117/XG38 4C117/XG51 4C117/XH15 4C117/XH17 4C117/XH18 4C117/XJ03 4C117/XJ13 4C117/XJ27 4C117/XJ38 4C117/XJ46 4C117/XJ48 4C117/XL13 4C117/XL15 4C117/XM05 4C117/XM15 4C117/XP09 4C117/XQ20 4C117/XR05 5L099/AA15 5L099/AA22 |         |            |
| 外部链接           | <a href="#">Espacenet</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |            |

#### 摘要(译)

要解决的问题：提供支持步行的服务。解决方案：从便携式终端10输入物理测量数据和步行项目数据并将其发送到健康控制终端20。健康控制中心的健康控制终端20接收通过网络100行走的物理测量数据和项目数据。存储数据并将它们与为物理测量数据中的三项血压，脉冲和温度准备的公共文件存储装置中的每个助行器的可允许水平进行比较。当比较结果表明它们在允许的水平内时，终端通过网络向便携式终端10发送预定的消息。当结果表明它们超出允许的水平时，它从公共文件存储设备中的建议案例的信息中选择相关的建议，并通过网络将其发送到便携式终端10。

